別表1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額 (単位:万円)

事業の種類				高速道路SA·PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)							商業施設及び宿泊施設等への 充電設備設置事業(目的地充電)				マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電)										
設置場所の例				高速道路SA・PA等 特別な仕様に基が工事 特別な仕様に基が工事		道の駅		│ 空白地域 ┃️要件		経路充電の 要件にも合到 する施設	致			分譲・賃貸マンション等				従業員駐車場、社有車駐車場							
				急速	急速	急速	急速	急速	急速	急速	急速	急速	普通·V2		73.	ادما	急速	普通·V2		-7.	Ls.i	普通·V2	普通・コン	73.	ادما
対象となる充電設備			(90kW 以上)	(50kW以上 90kW未満)	(90kW 以上)	(50kW以上 90kW未満)	(90kW 以上)	(50kW以上 90kW未満)	(10kW以上 50kW未満)	(50kW以上 90kW未満)	(10kW以上 50kW未満)	(90kW 以上)	H・コンセント スタント*	セントスタント	J/	セント	(10kW以上 90kW未満)	H・コンセント スタント	セントスタント		セント	H・コンセント スタント゛	セントスタント゛	٦).	セント
	駐車場形態			平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	平置き	機械式	平置き	機械式	平置き	平置き	機械式		機械式	平置き	機械式	平置き	
	新規設置		0	0	0	0	×	0	0	O X	O ×	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
充電設備設置パターン 追加設置 入替設置		0	0	0	0	0	0	×	×	×	0	×	X	×	X	×	×	×	×	X	×	×	×	×	
	充電	設備の補助率	ī	定額 定額			定額					1/2				1/2(2/3*1)				1/2(2/3 *2)					
補助対象となる工事区分及び工事項目説明			Image: state of the state of t	定額	定	·額	定額					定額				定額				定額					
(1)	充電設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの補助上限額																							
1	充電設備設置工事費	ア.基礎工事費				25		25	25	25	25		15	50		50	15	15	50		50	15	50		50
•	充電設備本体搬入費	イ.本体搬入費 ()は、離島 ^{*3} の場合				3 (8)		3 (8)	3 (8)	3 (8)	3 (8)		1 (4)	1 (4)			1 (4)	1 (4)	1 (4)			1 (4)	1 (4)		
2	電気配線工事費		_			130		130	130	130	130		65	120	65	120	65	65	120	65	120	55	120	55	120
3	高圧受変電設備設置工事費	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置もしくは、急速充電設備(90kW以上)を設置した場合に限る																							
4	特別措置に基づく受電工事費	急速充電設備を設置した場合に限る				95		95	95	95	95						40								
		(1)小計				258		258	258	258	258]	84	174	65	170	124	84	174	65	170	74	174	55	170
(2)	案内板設置工事費	原則、1申請あたりの補助上限額																							
	案内板					12		12	12	12	12]	12	12	12	12									
(3)	付帯設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの補助上限額																							
1	充電スペースのライン引き					5		5	5	5	5		5				5	5				5			
2	路面表示					15		15	15	15	15		15				15	15				15			
3	屋根	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はでき				30		30	30	30	30		30				30	30							
4	小屋	ない。				45		45	45	45	45		45				45	45							
(5)	充電設備防護用部材					8		8	8	8	8		8	20	8	20	8	8	20	8	20	8			
6	電灯					5		5	5	5	5		5		5		5	5		5		5		5	
		(3)小計				78		78	78	78	78		78	20	13	20	78	78	20	13	20	33	0	5	0
(4)	その他設置に係る費用	原則、1申請あたりの補助上限額																			1				1
1	雑材·消耗品費、養生費					5		5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3
		図面作成費				10		10	10	10	10		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
2	レイアウト検討・図面作成費	レイアウト検討				10 25		\vdash	\vdash	10 25	10 25		10 20	10 20	10 20	10 20		45 ⁵ 55	45 55	45 55	45 ^{*5} 55	5 15	5 15	5 15	5 15
		電力会社立会·協議費 *4				5		5	5	5	5	_					5								
3	安全誘導員費	古古法院のADA笠(杜叫も仏光・甘べ)ですい	_			15		15	15	15	15		10	10	10	10	10	10	10	10	10	3	3	3	3
4	停電回避費	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置もしくは、急速充電設備(90kW以上)を設置した場合に限る	:																						
5	充電スペース造成費	経路充電及び基礎充電の内既設分譲マンション への設置工事でセンターが認めた場合	_			50		50	50	50	50						30	30		30					
6	(1)~(3)の工事でかかったその他 労務費	現場監督費、世話役等の労務費				17		17	17	17	17		8	8	8	8	8	8	8	8	8	5	5	5	5
		(4)小計				112		112	112	112	112		43	43	43	43	113	108	78	108	78	26	26	26	26
補助交付上限額(※)				4750 ^{*6}	1200*6	432	1200*6	432	432	432	432	1200*6	180	206	110	203	274	234	236	161	233	90	136	58	133

- *1 V2Hのみ補助率2/3とする。 *2 社有車駐車場への設置で、センターが別に定めた条件を満たす場合のみ補助率2/3とする。
- *3 離島とは、国土交通省が定める、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島の5島を除く島をいう。
- *4 急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適応する。
- *5 既設分譲マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限とする。新築の分譲マンション等、賃貸マンション等においては、10万円を上限とする。
- *6 高速道路SA·PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置もしくは、急速充電設備(90kW以上)を設置した場合に適用する工事全体の上限額を示す。
- (注)複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。

(※) 補助交付上限額は、以下の申請内容により算出した場合の額となっています。(*6を除く)

全事業	(1) ①イ.運搬費 通常 離島	南	推島での申請の場合
全事業	(3) ③ 屋根 小屋	(4	小屋での申請の場合
マンション等	(4) ②レイアウト検討費	… 毘	死存分譲マンションでの申請の場合